

## 三田市公式ホームページ広告掲出取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成18年8月1日施行。以下「要綱」という。）第2条第2号に規定するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲出について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲出する広告は、市の広報媒体としての公共性、品位を損なうおそれがないものとし、要綱第3条のいずれにも該当しないものとする。

2 前項の規定は、第9条の規定により広告掲出の決定を受けた者が指定したホームページ又はウェブサイト（以下「広告のリンク先ホームページ」という。）の内容についても適用する。

### (広告の規格及び掲出位置)

第3条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告掲出できる画像ファイルの規格は、1枠につき次のとおりとする。

(1) 大きさ縦60ピクセル、横100ピクセル

(2) 形式GIF又はJPEG

(3) 容量4キロバイト以内

(4) 画像表現静止画像とする。ただし、表示間隔が2秒以上であり、画像間に明度的な落差がないなど、利用者への配慮が十分に行われている場合は、複数の静止画を交互に表示することも可とする。この場合の容量は、8キロバイト以内とする。

3 広告の掲出位置は、ホームページのトップページ並びに第2階層ページ及び第3階層内においてホームページ管理者（以下「管理者」という。）が決定する。

### (広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、毎月の初日から末日までの1箇月を単位とする。ただし、広告を掲出しようとする者（以下「広告申込者」という。）が希望し、市長が認める場合は、月の中途から掲出し、掲出開始月の末日までを1箇月として取り扱うこととする。

2 継続して掲出を行う場合は、最長12箇月までとする。

### (広告の掲出料金)

第5条 広告の掲出料金は、1枠当たり別表のとおりとする。

2 ホームページへの広告掲出の申込みを広報誌「広報さんだ」（以下「広報誌」という。）への広告掲出の申込みと同時又は同申込みの後に行った場合であって、同じ月にホームページ及び広報誌へ広告を掲出する場合における当該掲出月の掲出料金は、広報誌広告掲出号とのセット割引料金（以下「割引料金」という。）とする。

3 前項に規定するホームページと広報誌への広告掲出を同時に申し込む場合における割引料金は、広報誌への広告掲出に係る料金の算定には適用しない。

### (広告代理店の選定)

第6条 市長は、ホームページにおいて市長が指定する広告業務を一括して取り扱う広告代理店を入札により選定することができる。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、ホームページ等の広報媒体を利用して行うものとする。

(広告掲出の申込み)

第8条 広告申込者は、要綱第7条の規定により、管理者が指定する期日までに市長に申し込まなければならない。

(広告掲出の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲出の申込みがあったときは、要綱第8条の規定により広告掲出の可否を決定し、広告申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲出が適当と認める申込みが所定の広告枠数を超える場合は、要綱第4条の規定により広告掲出を決定するものとする。ただし、同一順位中において広告掲出が適当と認める申込みが複数ある場合は、広告掲出希望期間が最も長い申込みを優先し、決定するものとする。

3 前項ただし書の場合において、広告掲出希望期間が同じ場合は抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、前条の規定により広告掲出決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担で作成し、管理者が指定する方法及び期日までに提出しなければならない。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、三田市公式ホームページ広告掲出中止・変更届(別記様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告主の都合により広告の掲出を中止し、又は辞退するとき。
- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) 広告のリンク先ホームページのURL(アドレス)を変更するとき。
- (4) 広告のリンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲出申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき。

(広告掲出の中止又は取消し)

第12条 市長は、要綱第13条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出を中止し、又は広告掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 管理者が指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 前条第1号の届出があったとき。
- (3) 前条第4号の障害が長期に及ぶとき。
- (4) 広告及び広告のリンク先ホームページの内容等が、広告掲出申込時から変更され、第2条の規定に反する状態になっていると認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広告掲出を中止し、又は広告掲出の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(広告掲出料の還付)

第13条 既納の広告掲出料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める金額を還付する。

- (1) 市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合下表左欄に掲げる時間

に応じて同表右欄に掲げる金額

1月当たり閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間未満	月額広告掲出料を当該月日数で除した金額（1円未満切捨て。以下同じ。）
24時間以上480時間未満	月額広告掲出料を当該月日数で除した金額に、当該月の閉鎖時間を24で除した数（端数切上げ）を乗じた金額
480時間以上	月額掲出料相当額

(2) 掲出期間が複数月にわたる広告掲出の決定を前条第3号の事由により市長が取り消す場合（第9条の規定により決定した広告掲出期間の合計月数から広告掲出決定の取消日（以下「広告掲出取消日」という。）の属する月までの広告掲出経過月数を差引いたときに残余の月数が生じる場合に限る。） 広告掲出開始月から広告掲出取消日の属する月までの合計月数（以下「取消日の属する月までの合計月数」という。）をもとに、第5条の規定を適用して求められる月額料金を取消日の属する月までの合計月数に乗じた金額を既納の広告掲出料から差引いた金額

2 前項の規定により還付する広告掲出料には利子を付さない。

3 市長は、広告が掲出できなかつたことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲出料の還付以外の責めを負わないものとする。

（広告主の責任等）

第14条 要綱第15条に定めるもののほか、広告のリンク先ホームページの内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲出について必要な事項は、別に定める。

別表（第5条関係）

1度の申込みにおける掲出月数	通常掲出料金	広報誌広告掲出号とのセット割引料金
1箇月～9箇月	15,000円/回	5,000円/回
10箇月～12箇月	13,500円/回	5,000円/回

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成18年8月1日から施行する。

（広告の募集の特例）

2 平成18年度における広告の募集にあつては、第6条中「毎年2月」とあるのは「平成18年8月」と、「次年度分」とあるのは「平成18年度分」と読み替えるものとする。

付 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

2 この要領による改正後の三田市公式ホームページ広告掲出取扱い要領は、平成23年度以後の年度分の広告掲出に係る申込みについて適用し、平成22年度分までの広告掲出に係る申込みについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の第5条の規定は、令和3年1月1日以降の広告掲出に係る申込みから適用し、令和2年12月31日までの広告掲出に係る申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和2年4月15日から施行する。